

令和3年8月30日

東大島小学校コロナウイルス感染拡大防止対策

令和2年学校便り6月号より 8月30日付け改訂 ※時点変更あり **網掛け部分**

川崎市立東大島小学校 電話 044-233-6120

【登校における注意点】

体温を測り、保護者の方が健康チェック表に記入します。児童が、必ず持参し教室で提出します。

< 注 意 >

- ・体温が **37.0℃以上で発熱、風邪の症状**の時は**登校を見合わせて下さい。**
- ・児童が**新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合、又は感染者の濃厚接触者となった場合、PCR検査をすることになった場合には、速やかに学校へご連絡ください。**
- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、**かかりつけ小児科**や**下記の窓口**に**電話で相談**するようにしてください。

●発熱・咳・咽頭痛のいずれかを含む症状がある方

発熱等診療予約センター・・・電話番号 0570-048914

(IP 電話などのつながらない場合は 電話番号 045-285-1015 9時～21時 土日・祝日含)

●それ以外の方

川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター・・・電話番号 044-200-0730

(一般的な相談も対応 24時間 土日・祝日含)

【毎日持ってくるものリスト】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 健康チェック表 | <input type="checkbox"/> 水筒 (お茶・水・お湯) |
| <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> ティッシュ |
| <input type="checkbox"/> ハンドタオル (ハンカチ) | <input type="checkbox"/> 学習用具等 |
| <input type="checkbox"/> 給食の食前後に机上を拭くためのウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> 寒さ対策用に厚着等の対応 (常時換気のため) |

【登校後 学校生活】

児童	教職員
① 手洗いうがい、アルコール消毒の励行	① 校内の換気
② マスクの着用	② 使用教室等施設の事前、事後の消毒
③ SDを保った行動	・アルコール消毒
・身体的接触をしない	階段手すり、トイレレバー・ペーパーホルダー、蛇口等共用具
・咳エチケット	③ 密を避けた活動の励行
④ 給食配膳の徹底	・SDを確保した学習活動の工夫
・当番の毎時の健康チェック	・交流を自粛した学習形態
・密にならない配膳、下膳	④ 給食指導
・食事中はグループにせず前向き	・当番児童の健康衛生チェック
・食事中の会話は控える	・使用した机・配膳台の消毒
・食事中以外マスクの着用(歯磨き無し)	⑤ 委員会・クラブ活動・異学年交流
・1度盛られたものは減らさない	・当面中止
⑤ 清掃	⑥ 実験器具、運動用具等の共用具
・通常清掃 (トイレは業者清掃)	・器具等の消毒、事前事後の手指の消毒
・水道場等の衛生箇所は教職員清掃	⑦ 歌唱・演奏指導
⑥ 運動時	・マスク着用、少人数、大声を出さない
・可能な限り「マスクを着用」	十分な換気、向かい合わない、短時間

【児童の心のケアについて】

- ・児童の、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童もいると考えられます。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行っていきます。

【感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別を未然に防ぐために】

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為を行わないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行っていきます。

【来校される場合】

- ・発熱がないことを確認のうえ、職員室へお越しください。
- ・ID、マスクの着用で、入室の際は手指の消毒をしてください。
- ・早退等で迎えが必要になる場合は、**直接教室まではいかず**、昇降口もしくは職員玄関でお待ちいただくこととします。担任・教職員がお子さんをお連れします。

【教職員の感染症対策】

- ・本校、教職員においては、児童等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組みます。また、飛沫を飛ばさないようにマスクを常時着用し教育活動にあたります。
- ・教職員も毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康チェックを継続し、健康管理に取り組んでいきます。
- ・可能な限り他者との間隔を確保(おおむね 1～2メートル)し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。

【下校後や休日の過ごし方について】

- ・「**マスクの着用**」、「**手洗い**」、「**三密の回避**」を徹底していただき、**緊急事態措置となった場合は、不要不急の外出を控えるようご家庭内で約束をあらためて決めていただければと思います。**

【出席停止等の取り扱いについて】

①児童の感染が判明した場合等

児童の感染が判明した場合又は**児童が感染者の濃厚接触者**に特定された場合は、各学校において当該児童に対し、**出席停止の措置**を取ることとします。学校では、人権配慮の観点から個人が特定されないよう、情報の取り扱いに十分注意します。

なお、**児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合**において、**出席停止**の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して**2週間**とします。

②児童に発熱等の風邪症状が見られるとき

児童に発熱等 (37℃以上) の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導します。この場合の出欠の扱いについては、「欠席日数」にはせずに、「**出席停止・忌引等の日数**」とします。

③児童の同居の家族に発熱等の風邪の症状またPCR検査または、抗原検査を受検することになった場合も、速やかに学校に連絡し、児童の登校を控えていただくようお願いいたします。

④対面式の授業と併用して、オンライン学習の双方で学習の保障を支援します。自宅学習の場合は、欠席にはなりません。

【学校行事について】

- ・**緊急事態措置期間中の校外学習については、公共交通機関を利用する場合は延期または中止。県外への移動を伴う活動は、延期または中止、目的地変更(検討)となります。**